

## 指定給水装置工事事業者における指定の有効期限等について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

これにより、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となったことから、令和元年9月30日までに指定を受けた指定給水装置工事事業者におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。手続きをされない場合は、失効しますので必ず有効期限内に更新を行ってください。

### 1 指定日ごとの有効期限一覧

指定を受けた年月日	指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日

### 2 更新時に必要な提出書類

松江市上下水道局ホームページ>様式ダウンロード 内

Ⅱ. 上水道様式 1. 指定給水装置工事事業者の登録・変更等に関する事項を参照してください。

### 3. 更新手数料

更新に係る事務手続き手数料 5,000円が必要となります。